

# 大分県豚熱ワクチン接種に係る認定農場に関する認定要領

制 定 令和5年 5月31日 畜振第 561号  
改 正 令和6年 1月16日 畜振第2214号

## 第1 目的

本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づき公表された、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に規定する豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係る認定農場（以下「認定農場」という。）の認定等に関する必要な事項を定める。

## 第2 認定要件

認定農場として認定を受けようとする農場は、次の各号の要件を満たさなければならない。

### 1 飼養衛生管理基準の遵守

- (1) 飼養衛生管理基準が遵守されている農場であること。
- (2) 家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密にとれ、その指示及び指導に従うこと。

### 2 ワクチン管理体制

ワクチンの適時・適切な接種及び厳格な管理に係る3に基づく作業手順書が作成されており、管理体制が整備されていること。

### 3 作業手順書の作成及び適切な実施

次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、農場に備え付けること。

- (1) 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること
- (2) ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること
- (3) ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること
- (4) ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること
- (5) ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること
- (6) その他必要な事項

### 4 ワクチン接種後に県が実施する免疫付与状況確認検査に協力すること。

### 5 県の免疫付与状況確認検査により、感染を防御する抗体価が十分でないと判断された場合には、県が実施する原因究明のための調査に協力のうえ、その指示に従いワクチンの追加接種を行うこと。

## 第3 申請方法

認定農場として認定を受けようとする農場は、以下のとおり申請するものとする。

### 1 申請時の提出書類

認定を受けようとする農場は、「豚熱ワクチン接種に係る認定農場申請書」（別

記様式1)に必要な事項を記入のうえ、以下の添付書類とともに申請するものとする。

なお、書類の提出先は、認定を受けようとする農場を管轄する家畜保健衛生所とする。

#### <添付書類>

- ・「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」(別記様式2：令和4年3月22日付3消安第7075号における別紙様式を準用)
- ・「豚熱ワクチン接種に係る認定農場申請に係る誓約書」(別記様式3)
- ・「豚熱ワクチン接種に係る作業手順書」の写し

#### 2 申請事項の変更

認定農場が、認定を受けた申請内容に変更が生じた場合は、1を提出した家畜保健衛生所を通じて「豚熱ワクチン接種に係る認定農場申請事項変更届」(別記様式4)を速やかに知事に届け出ることとする。

また、必要に応じて変更内容が分かる書類を添付するものとする。

### 第4 認定審査

- 1 知事は、第3の1により申請書を受理した場合は、第2の認定要件に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。
- 2 審査の結果、適正と認める申請農場に対しての通知は、第8の1による認定証の交付により行うものとする。なお、審査の結果、認定しない場合は、知事はその旨を申請農場に対して通知する。

### 第5 認定証の交付

- 1 知事は、第4の認定審査において認定農場の認定を受けた農場に対し、「豚熱ワクチン接種に係る認定農場認定証」(別記様式5)を交付する。
- 2 認定農場が、第6の認定期間の終了後に継続申請をしない場合、又は第7の認定の取消があった場合は、認定証を第3の1で申請書を提出した家畜保健衛生所を通じて知事に返納するものとする。

### 第6 認定期間

- 1 認定農場の認定期間は、認定を受けた年の年度末までとする。
- 2 認定期間終了後も継続して認定農場の認定を受けようとする農場は、知事が指定する日までに「豚熱ワクチン接種に係る認定農場申請書」(別記様式1)を、第3の1に準じて申請するものとする。ただし、以下の書類については添付を省略できるものとする。
  - ・「豚熱ワクチン接種に係る作業手順書」の写し(ただし、前回提出したものから変更の無い場合に限る)

### 第7 認定の取消

認定農場が第2の認定要件を満たさなくなったと知事が認めるときは、知事は認

定を取り消すとともに、法第6条の接種命令に基づく家畜防疫員又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。